

## 自立支援医療費制度（精神通院医療）

通院のための医療費の自己負担を軽減します。

### 対象

てんかんを含む精神疾患により  
通院による治療を続ける必要がある方

症状がほとんど消失していても、再発を予防するために  
通院治療を続ける必要がある場合は対象となります。

入院医療の費用、精神障害と関係ない疾患の医療費は対象になりません。

### 自己負担額

- 公的医療保険の自己負担が1割になります。
- 所得に応じて1か月あたりの自己負担には上限を設けています。

所得区分		負担上限月額	
		一般	重度かつ継続
一定以上	市町村民税 235,000円以上	対象外	20,000円
中間所得2	市町村民税 33,000円以上235,000円未満	総医療費の1割 または高額療養費の 自己負担限度額	10,000円
中間所得1	市町村民税 33,000円未満		5,000円
低所得2	市町村民税非課税（低所得1を除く）	5,000円	
低所得1	市町村民税非課税 （本人または障害児の保護者の年収80万円以下）	2,500円	
生活保護	生活保護世帯	0円	

### 重度かつ継続とは？

医療費が高額な治療を長期間にわたり続けなければならない方（対象は限定されています）。てんかんは重度かつ継続に該当します。

## 受診する医療機関等について

この制度が利用できるのは「指定自立支援医療機関」  
(病院・診療所、薬局、訪問看護ステーション)での医療に限られます。

医療機関は原則1か所です。

離島の居住者は複数の施設が認められる場合もありますので、  
詳しくは担当窓口で確認してください。

## 申請先

### 市町の担当窓口

- 医療機関で医師の診断書を記入してもらう必要があります。
- 精神障害者保健福祉手帳と同時に申請する場合や、前年の申請で診断書を提出した場合等、診断書が省略できる場合があります。
- 申請が認められると「自立支援医療受給者証」が交付されます。
- 自立支援医療を受けるときは、受給者証と自己負担上限額管理票を医療機関に提出してください。

## 有効期限

1年です。

- 1年毎の更新が必要です。
- 更新の申請は有効期限終了3か月前から受付が始まります。

